

# 大阪柔整だより

## 平成 27 年 大阪保険講演会 開催

10 年後の柔道整復業界・役割について  
大阪の全ての柔道整復師が団結しなければ未来は語れない！



3 月 14 日午後 3 時より大阪柔整会館において、「平成 27 年大阪保険講演会」が開催され、会員はもとより行政や関係団体の方々もお招きし、大勢の参加者で会場が埋め尽くされた。

主催者を代表して安田 剛会長より「大阪の柔道整復師として、この業界が府民や国民のために何ができるかを皆さんと一緒に考え、現状に一石を投げればと思います。」と開催の意義が述べられた。

第一題目は「地域包括ケアシステムと柔道整復師」と題し、元厚生労働省 老健局長 宮島 俊彦 様を招聘し、ご講演を賜った。

1970 年代、広島県御調町(現・尾道市)公立みつぎ総合病院の山口 昇医師が初めて地域包括ケアという言葉を使ってから、時代の変遷を経て高齢化が進み、あわせて地域包括ケアの仕組みもニーズに同調するように変化していった。

2025 年は団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になる年であり、2050 年には超高齢化社会を迎えると言われ、高齢者世帯や認知症患者の増加、都市部の高齢化など様々な問題を抱えることが予想される中で、地域包括ケアシステムに係る人々の「人間力」をどう高めていくかというソフト面の整備が重要になっていく。高齢者ケアにおいて、自助・互助をどう設計するかは重要であり、地域包括ケアにいくつかの課題がある。保健予防ができているか、自立支援に資するサービスになっているか等、これらの課題に取り組んでいる「東京都稲城市介護ボランティア制度」や「山口県社会福祉法人夢のみずうみ村」の事例が紹介された。

今後、柔道整復師が地域包括ケアに取り組む課題として、①保健予防にどう取り組むか ②自立支援にどう取り組むか ③認知症患者に何ができるか ④市町村行政に何が協力できるか、の 4 つが挙げられた。

第二題目は「業界の現状と将来の展望～過去・現在・未来～」と題し、日本柔道整復師会 工藤 鉄男 会長より、長年度重なる危機を乗り越えて今日、公益社団法人を取得した歴史を紹介。また、柔道整復業界は改革の時、日本柔道整復師会が今何をすべきかを述べられた。

1、業界秩序の再構築 ①受領委任制度の見直し ②「公益」を中心軸とした社会保障の中で柔道整復師の位置付けの確立 ③人を創り、モラルをつくる 2、信頼関係の再構築 ①時代と地域のニーズを把握 ②情報管理 3、伝統と改革のバランス

日整としてこれらを実行するために、情報収集・分析・判断・決定・実行のできる強力なリーダーシップ（執行部）が必要であると説いた。

将来的には公益社団会員や個人の柔道整復師の垣根を外し、管理柔道整復師は実務経験 3 年以上、講習会や研修会の受講、また全国統一審査基準により適正な審査を経て、審査・支払いを一括管理する支払管理システムの構築を目指したいと語り「今後の交渉には明確なエヴィデンスが必要、同時に業界の芯を貫くことが大事である」と述べられた。

第三題目として「柔道整復療養費について」と題し、日本柔道整復師会 三橋 裕之 保険部長より、柔道整復療養費に関する現状が述べられた。

現在、日整は過去のデータの整備、情報収集と解析、災害時のデータ保管の目的で今年の 1 月に「情報管理室」を創設し整備している。また、柔道整復師の療養費については、日整独自のデータより取り扱い総件数を抽出した結果、前年比のプラス 74 万件にも係わらず、平成 24 年の療養費が減少した理由は保険者・委託業者での行き過ぎた調査による影響が大きい。日整では通知案の文面修正を要請し、文面は改定され今日に至っている。特に行き過ぎた健保組合には、日整で対応し、それでも困難な場合は厚生労働省に対応して頂くという形をとっていると述べられた。

以上の内容にて、長時間にわたり保険講演会が行われた。業界の情報収集や今後の展望、また政府を初めあらゆる対外的な組織への要望や折衝の議論も大切であるが、今回のような講演会に一人でも多くの方に参加して頂き個々の柔道整復師がしっかりとした良識の上で自ら襟を正し、スキルアップ、モラルアップし、今後も柔道整復業界のさらなる発展に向け邁進していかねばならない。

公益社団法人大阪府柔道整復師会 保険部長 布施 正朝

## 保険者変更通知

変 更 前	内 容	変 更 後	変 更 日
トナミ運輸健康保険組合 06160360	解 散	全国健康保険協会へ移管	H27年4月1日

### \* 大阪建設国民健康保険組合被保険者証の更新について \*

- ・保険証の色調：ブルー
- ・記号番号：建国2桁－5桁数字
- ・変更日：平成27年4月1日
- ・有効期限：平成28年3月31日（75歳になる場合は誕生日の前日まで）

**\*平成27年4月より変更の医療費助成制度\***

	変更内容	変更前 (平成27年3月施術分まで)	変更後 (平成27年4月施術分から)
守口市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「守口市乳幼児医療費助成制度」 0歳～6歳（小学校就学前）まで 所得制限あり	「守口市子ども医療費助成制度」 0歳～15歳（中学校修了）まで 所得制限なし
河内長野市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「子ども医療費助成制度」 0歳～12歳（小学校修了）まで 所得制限なし	変更なし 0歳～15歳（中学校修了）まで 変更なし
貝塚市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「乳幼児等の医療費の助成制度」 0歳～6歳（小学校就学前）まで 所得制限なし	「子どもの医療費の助成制度」 0歳～12歳（小学校修了）まで 変更なし
泉佐野市	制度名 通院費医療対象年齢 所得制限	「こども医療費助成制度」 0歳～6歳（小学校就学前）まで 所得制限なし	変更なし 0歳～10歳（小学4年生修了）まで 変更なし
泉南市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「乳幼児等医療費助成制度」 0歳～6歳（小学校就学前）まで 所得制限なし	「子どもの医療費助成制度」 0歳～10歳（小学4年生修了）まで 変更なし
熊取町	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「乳幼児等医療費助成制度」 0歳～6歳（小学校就学前）まで 所得制限なし	「子ども医療費助成制度」 0歳～15歳（中学校修了）まで 変更なし

**\*水俣病・公費一部負担金について\***

平成27年4月より水俣病（鹿児島県・熊本県）公費請求分において、一部負担金の端数処理方法が下記のとおり変更となります。

## ◆ 変更内容

一部負担金（月額）端数処理の方法

変更前	合計金額（月額）に負担割合を乗じた額の <u>10円未満四捨五入</u>
変更後	合計金額（月額）に負担割合を乗じた額の <u>1円未満切上げ</u>

※本体レセプトの一部負担金と同じ金額になります。

## ◆ 変更時期

平成27年4月以降の県の受付分から

(平成27年5月以降の支給分から)

- ・水俣病公費の請求は医療証を発行している県に直接請求してください。
- ・平成27年4月以降に、変更前の端数処理をした金額で請求された場合は、金額修正し支給されます。
- ・請求書が必要な先生は本会事務局までご連絡ください。